

【会則・細則】

日本物理教育学会東北支部会則

昭和60年 1月 7日制定
平成 3年 6月22日改定
平成 9年 6月28日改定
平成14年 6月22日改定
平成18年 6月24日改定
平成20年 6月22日改定

第1章 総則

- 第1条 本会は日本物理教育学会東北支部と称する。
- 第2条 本会は日本物理教育学会の目的を達成するために支部会員の学術的・教育的活動を援助し、その便宜をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 研究会・懇談会・講演会などの開催
(2) 機関誌の刊行
(3) その他、理事会により適当と認められたこと
- 第4条 本会の事務を処理するために事務局をおく。事務局の所在は支部理事会の議を経て支部長が定める。
- 第5条 本会の事業年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。但し、会計については5月1日より翌年の4月30日までとする。
- 第6条 この会則の実施に必要な細則は支部理事会の決議によって定める。

第2章 会 員

- 第7条 本会は支部正会員・支部準会員・支部賛助会員および支部名誉会員とからなり、会員は次の各項のいずれかに該当するものとする。(以下正会員・準会員・賛助会員・名誉会員と略す)
(1) 正会員は日本物理教育学会の会員とする。
(2) 準会員は大学・高等学校などにおいて物理教育に関係しているもの、および物理教育に積極的な関心を持つもの。
(3) 賛助会員は、本会の目的・事業に賛同する学校または法人とする。
(4) 本会に対して特に功労のあった正会員で、支部理事会の推薦を受け、支部総会で承認されたものを支部名誉会員とする。
- 第8条 準会員または賛助会員として支部に入会しようとするものは、細則に定められた手続きによって申込み、支部理事会の承認を得なければならない。
- 第9条 正会員・準会員・賛助会員は細則に定められた会費を前納しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入を免除される。
- 第10条 正会員・準会員および賛助会員は本会の催す各種の会合に参加することができる。
- 第11条 正会員・準会員および賛助会員は本会に対する希望を申し出て、その審議を求めることができる。
- 第12条 準会員または賛助会員は支部長に申し出て退会することができる。
- 第13条 支部長は、支部理事会で正当な理由をあげて本会の準会員および賛助会員と

して適当でないと決議された会員を退会させることができる。

第3章 役員

- 第14条 本会の会務を行うために次の役員をおく。
- (1) 支部長 (1名)
 - (2) 副支部長 (3名以内)
 - (3) 支部理事 (以下理事と略す) (若干名)
 - (4) 支部監事 (以下監事と略す) (2名)
- 第15条 支部長・副支部長・理事および監事は支部総会によって会員中より選ぶ。
- 第16条 支部長は本会を代表するほか会務を総括し、支部総会・支部理事会を招集してその議長となる。支部長に事故あるときは、副支部長がその職務を代行する。
- 第17条 理事は支部長の委嘱によって次の職務を分掌する。
庶務(2名), 会計(2名), 編集(3名), 地区理事(各県2名)
ただし、職務分担は別に定める。
- 第18条 監事は支部の会務および会計を監査し、その結果を支部総会に報告する。
- 第19条 役員任期は2年とする。欠員の補充によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。役員は重任を妨げない。

第4章 会議

- 第20条 会議は支部総会および支部理事会(以下理事会と略す)とする。
- 第21条 支部総会は通常総会と臨時総会とに分ける。
通常総会は毎年1回開く。
臨時総会は次の場合に開くことができる。
(1) 理事会の決議によって必要と認められたとき。
(2) その他 支部長が必要と認めたとき。
- 第22条 支部総会は会員の5分の1以上の出席がなければ開くことはできない。
ただし、書面によって意志を表示した会員および他の出席会員に表決を委任した会員はこれを出席会員とみなす。
- 第23条 支部総会で審議または決議すべき事項は次のようなものである。
(1) 会則の改正
(2) 会として重要な事項
(3) 予算および決算の承認
(4) その他、理事会で必要と認めた事項
- 第24条 支部総会の決議は第23条1号および2号の場合は出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。その他の事項については出席会員の過半数で行い、可否同数の時は議長が決定する。
- 第25条 1. 理事会は次の事項を審議する。
(1) 会則と細則に定められた審議事項
(2) 支部総会に提出する議案
(3) 刊行物の編集・会合の計画
(4) その他、会員から提出された議案
2. 緊急やむを得ない事項については理事会の決議をもって支部総会の決議に代えることができる。
ただし、次回支部総会において承認を得なければならない。

第26条 理事会の決議は出席した理事および書面によって決議に参加した理事の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第5章 会 計

第27条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をこれに当てる。

付 則

1. 役員の任期が終了しても次期役員が就任するまでその職務を行う。
2. 支部総会を開くときは事前に審議事項を全会員に通知しなければならない。
3. 本会則は昭和60年 1月 7日より実施する。
4. 本会則は平成 3年 6月22日に改定し、同日より実施する。
5. 本会則は平成 9年 6月28日に改定し、同日より実施する。
6. 本会則は平成14年 6月22日に改定し、同日より実施する。
7. 本会則は平成18年 6月24日に改定し、同日より実施する。
8. 本会則は平成20年 6月22日に改定し、同日より実施する。

日本物理教育学会東北支部細則

昭和60年 1月 7日制定
平成 3年 6月22日改定
平成 5年 7月 3日改定
平成 9年 6月28日改定
平成14年 6月22日改定
平成18年 6月24日改定

第1章 会 員

第1条 本会に準会員または賛助会員として入会を希望するものは入会申込書に所定の事項を記入して支部長に提出しなければならない。

第2章 会 費

第2条 正会員は年額1,000円、準会員は年額1,500円を納入するものとする。ただし、5年、または10年分を前納することができる。

第2条(2) 会員で会費を2年間滞納した者には、会誌を送付しない。さらに1年間滞納したときは自然退会とする。

第3条 賛助会員は毎年、次の会費を納入するものとする。

学校会費 2,000円

法人会費 10,000円

第4条 準会員および賛助会員が退会する際に、会費は返却しない。

第3章 役員 の 選 出

- 第5条 役員選出の方法は当分の間理事会において決める。
平成30年度より役員を次のように定める。
- | | | |
|-----|-------|-------------|
| 支部長 | 内山 哲治 | 宮城教育大学 |
| 会 計 | 井上 清 | 宮城県仙台第二高等学校 |
| 事務局 | 藤原 昇 | 宮城県宮城野高等学校 |
- 担当者及び所在地に変更があるときは、当記載事項も連動して変更となる。

第4章 理 事 の 職 務

- 第6条 理事の職務は総務（庶務・会計）、企画、編集などとする。
- 第7条 地区理事は次のような役割を分担するものとする。
- (1) 地区理事は各県内の連絡責任者となる。
 - (2) 必要があるときには各県の会員の意見をとりまとめる。
 - (3) その県で支部の行事が行われるときには地元世話人となる。
 - (4) その他、理事会で必要と認めたこと。

第5章 編 集 委 員 会

- 第8条
- (1) 編集委員会は支部「機関誌」の編集および刊行にあたる。
 - (2) 編集委員会の構成は、各県地区理事（各1名）、および宮城県内の理事全員とで構成する。ただし、必要があるときは、支部長が依頼した委員を追加することが出来る。
 - (3) 編集委員会に編集委員長および同副委員長をおく。
 - (4) 編集委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

第6章 細 則 の 変 更

- 第9条 細則の変更は理事会の決議による。ただし、次回総会で承認を得なければならぬ。

付 則

1. 支部発足に当っては日本物理教育学会会長より委嘱された者を役員にあて、その任期は昭和61年3月31日までとする。
2. 本細則は昭和60年 1月 7日より実施する。
3. 本細則は平成 3年 6月22日に改定し、同日より実施する。
4. 本細則は平成 5年 7月 3日に改定し、同日より実施する。
5. 本細則は平成 9年 6月28日に改定し、同日より実施する。
6. 本細則は平成14年 6月22日に改定し、同日より実施する。
7. 本細則は平成18年 6月24日に改定し、同日より実施する。